

## ◎ 伐採及び伐採後の造林届出

### 1) 届出の要否

a	5条森林(地域森林計画の対象となっている民有林)か？ ・対象森林である場合は森林計画図に林小班番号あり。対象でない場合は提出不要。除伐も提出不要。
b	保安林または、保安林施設地区内における伐採ではないか？ ・保安林の主伐・間伐の場合は、県への手続きが必要。
c	森林法に基づく林地開発許可を受けた伐採ではないか？ ・林地開発許可を受けたものについては、提出不要。
d	1haを超える転用ではないか？ ・伐採後の転用が、1haを超える場合は、県に林地開発許可を申請。

### 2) 届出書

	必要書類	区 分			備 考
		主伐 (皆伐・択伐)	間伐	転用 (1ha未満)	
1	伐採及び伐採後の造林の届出書	○	○	○	伐採する90～30日前に提出
ア	伐採計画書(別添)	○	○	○	伐採区域が確認できる図面を添付
イ	造林計画書(別添)	○	—	○	「転用」も、5年間転用しなかった場合には必要
2	伐採及び集材に係るチェックリスト・搬出計画図	○	—	○	
3	伐採の状況報告書	○	—	○	伐採期間の末日から、30日以内
4	伐採後の造林状況報告書	○	—	—	造林の期間末日のから30日以内 造林地の写真 添付

1	「伐採及び伐採後の造林の届出」は、伐採を始める90～30日前までに提出
2	届出者は、伐採及び造林の権原者。 ア 伐採者--森林所有者(自分で伐採)、または、他者に作業を受け負わせて伐採する場合 届出者--森林所有者単独 イ 伐採者--森林所有者から立木を買い受けた業者(または伐採を請け負った業者)で、伐採と造林が違う場合 届出者--森林所有者と業者の共同で提出。 ※「間伐」は更新を伴わない伐採であり、造林計画書が不要なことから、伐採する者が単独で届け出る。
3	「主伐」を行う場合、「伐採及び集材に係るチェックリスト」及び「搬出計画図」を提出
4	伐採区域は、「搬出計画図」にまとめてもよい。
5	造林計画書は、「転用」の場合も5年間転用しなかった場合のために提出
6	「伐採の状況報告書」は、伐採の期間末日から30日以内に提出。
7	「伐採後の造林状況報告書」は、造林の期間末日から30日以内に提出。「造林地の写真」も添付。

### 3) 伐採届への添付書類

①	土地所有者が確認できる書類 ・登記事項証明書 ・固定資産証明書 ・固定資産税納税通知書等
②	森林所有者等の住所が確認できる書類 個人:住民票、免許証、マイナンバーカード、固定資産納税通知書等 事業所:登記簿等の写し、法人番号等
③	届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類 ・立木の売買契約書 ・贈与契約書 ・遺産分割協議の協議書や目録等
④	伐採区域が確認できる図面:法務局が発行の字図、地籍図、税務課で発行した図面等 ただし、「搬出計画図」により、伐採区域が特定できる場合は不要。